

公立大学法人山梨県立大学法人職員の無期転換に関する規程

(令和4年4月1日制定 法人第3220号)

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人山梨県立大学（以下「法人」という。）に期間を定めて雇用される法人職員が労働契約法（平成19法律第128号）第18条の規定に基づき、労務が提供される期間の定めのない労働契約（以下「無期労働契約」という。）への転換を申し込む場合の方法及び無期労働契約に転換した者（以下「無期雇用法人職員」という。）の労働条件等に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において「法人職員」とは、公立大学法人山梨県立大学有期雇用教職員就業規則（平成22年 法人第3202号。以下「有期雇用教職員就業規則」という。）別表第1に規定する法人職員をいう。

(無期労働契約転換申込み等の手続)

第3条 平成29年4月1日以後に締結された2以上の有期労働契約（契約期間の始期の到来前のものを除く。以下同じ。）の契約期間を通算した期間が5年を超える者で、当該期間の満了する日の翌日から無期労働契約の締結の申込みをしようとする者（以下「申出者」という。）は、無期労働契約転換申込書（別紙様式1）により、契約期間の満了する日の30日前までに、理事長に申し出るものとする。

2 前項に規定する申出があった場合、理事長は、無期労働契約転換申込受理通知書（別紙様式2）により申出者に通知する。

3 第1項の申出を取り下げようとする者は、無期労働契約転換申込取下げ書（別紙様式3）を、契約期間の満了する日の10日前までに理事長に提出するものとする。

(定年)

第4条 無期雇用法人職員の定年は満60歳とし、満60歳に達した日以後における最初の3月31日を定年による退職日とする。

2 前項の規定にかかわらず、満60歳に達した日以後における最初の3月31日後に無期労働契約に転換される場合においては、無期転換される日までの間において、当該申出者及び法人の協議により、当該無期雇用法人職員の定年及び定年による退職日を決定する。ただし、当該定年による退職日は、無期転換される日から2年以内の日としなければならない。

3 前項の規定による定年及び定年による退職日を決定するに当たっては、当該無期雇用法人職員の健康状態等に考慮するものとする。

(無期転換後の労働条件)

第5条 無期雇用法人職員の労働条件は、原則として、直前の契約における労働条件（期間の定めに関する事項を除く。）と同一のものとする。ただし、特に必要がある場合には、別に定めることができる。

(就業規則の適用)

第6条 無期雇用法人職員の労働条件は、この規程に定めるもののほか、無期雇用法人職員となる直前に適用されていた就業規則によるものとする。

(解雇)

第7条 理事長は、有期雇用教職員就業規則第16条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、無期雇用法人職員を解雇することができる。

(1) 従事している業務を廃止又は縮小する必要性が生じたとき。

(2) 従事している業務に係る資金の受入れが終了となったとき。

(3) 配属されている組織を廃止又は縮小する必要性が生じたとき。

(懲戒等)

第8条 無期雇用法人職員の懲戒については、有期雇用教職員就業規則第49条から第52条までの規定を準用する。

(その他)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるもののほか、労働契約法その他の関係法令の定めるところによる。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別紙様式2（第3条第2項関係）

無期労働契約転換申込受理通知書

（申出書） 殿

公立大学法人山梨県立大学
理事長 印

貴殿から 年 月 日に申出された無期労働契約転換申込書については、
受理しましたので、通知します。

